

ときがわ町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 ときがわ町（以下「町」という。）は、移住促進及び就業・起業者の創出に取り組み、町の活力を高めるため、町が埼玉県とともに作成した地域再生計画（地域再生法（平成17年法律第24号）第5条に規定する地域再生計画をいう。）である「埼玉県移住就業・起業支援計画」（以下「本件地域再生計画」という。）に基づき、東京23区等から町に移住して就業等をした者に、予算の範囲内において、移住にかかる経費として支援金（以下「移住支援金」という。）を交付する。

2 前項の移住支援金の交付に関しては、ときがわ町補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年2月1日規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「移住」とは、町へ住民票を異動し、生活の本拠を町へ移すことをいう。

2 この要綱において「東京圏」とは、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県をいう。

3 この要綱において「条件不利地域」とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）（以下「過疎法」という。）、山村振興法（昭和40年法律第64号）（以下「山村振興法」という。）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。

4 この要綱において「埼玉県内対象地域」とは、過疎法、山村振興法の指定区域を含む市町村及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村

をいう。

(移住支援金の金額)

第3条 移住支援金は次条で定める交付の対象者に対し、次の各号に定める金額を交付する。ただし、第3号に定める金額の交付を受ける要件を満たす者からの申請時に、町の予算残額が同号に定める金額未満かつ第2号に定める金額以上である場合において、交付対象者と協議の上、合意が得られたときは、第2号に定める金額を交付することができる。

- (1) 単身での移住の場合：60万円
- (2) 世帯人員が2人以上の世帯での移住の場合：100万円
- (3) 前号の支給要件に該当する者が18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合：130万円

(交付対象者)

第4条 移住支援金の交付の対象となる者は、第1号で定める要件を満たす者のうち、第2号の要件を満たす者とする。

- (1) 移住等に関する要件

第3条第1号の単身向けの金額を申請する場合にあつては、次に掲げるア、イ及びウすべてに該当すること。また、第3条第2号の世帯向けの金額を申請する場合にあつては、エにも該当すること。

ア 移住元に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。ただし東京圏（条件不利地域を除く。）に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学した経験を有し、東京23区内の企業等へ就職した経験を有する者については、当該通学期間も通算年数に含めることができる。

- (イ) 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京都、千葉県及び神奈川県（ただし上記1都2県にあっても条件不利地域を除く。）に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3ヶ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

イ 移住先に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 町に移住したこと。

- (イ) 埼玉県が「移住就業等支援金支給事業補助金交付要綱」及び「移住就業等支援金支給事業補助金交付要領」に基づき、移住就業等支援金支給事業の詳細について移住を希望する者に対して公表した平成31年4月1日以降（以下「県が事業の詳細を公表後」という。）に、移住したこと。

- (ウ) 移住支援金の申請時において移住後1年以内であること。

- (エ) 町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

- (イ) 日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

- (ウ) 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、埼玉県及び町が認める場合を除く。

- (エ) その他、埼玉県又は町が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

エ 世帯に関する要件

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
- (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、県が事業の詳細を公表後に移住したこと。
- (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時において、移住後1年以内であること。
- (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(2) 就業先及び就業条件等に関する要件

ア 就職に関する要件

(ア) 一般の場合

次に掲げる事項のすべてに該当すること。

- a 勤務地が埼玉県内対象地域又は東京圏以外の地域若しくは埼玉県以外の東京圏内の条件不利地域に所在すること。
- b 埼玉県を含む各都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- c 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。ただし、埼玉県及び町が認めた場合はこの限りでない。
- d 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に在職していること。

- e 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - f 当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (イ) 内閣府地方創生推進室が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- a 勤務地が埼玉県内対象地域又は東京圏以外の地域又は埼玉県以外の東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - b 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において在職していること。
 - c 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
 - d 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - e 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

イ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
- (イ) 転入から申請までの間、勤務日数の5分の1を超えて所属先企業等へ行かず、移住先において業務にあたること。
- (ウ) 所属先企業等から通勤手当として定期券相当の交通費の支給を

受けていないこと。

(エ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(オ) 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

ウ 本事業における関係人口に関する要件

町や地域の人々と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）のうち、町が当該移住希望者を個別に本事業における関係人口と認め、かつ、次に掲げる事項の全てに該当すること。

(ア) 町への転入時において、世帯員に共に満45歳未満の夫婦又は満45歳未満で婚約等の理由により夫婦に準じる者又は中学生以下の子どもが含まれていること。

(イ) 移住前の直近2年間で、ときがわ町へのふるさと納税又はときがわ町おためし住宅”やまんなか”の利用を2回以上行ったこと。

(ウ) 地域の基幹産業である農林水産業又は町内の事業所へ就業する者であること。

(交付の申請及び実績報告)

第5条 移住支援金の交付を受けようとする者は、町長が別に定める日までに、移住支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 全申請者が提出必須の書類

ア 写真付き身分証明書の写しその他の提示により本人確認できる書類の写し

イ 移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間を確認できる書類）

ウ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（確実に振込可能となる情報（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番

号・名義人名)が確認できるものに限る。)

エ その他町長が必要と認める書類

- (2) 第4条第1号ア(ア)及び(イ)に該当する者のうち東京23区への通勤者(雇用者)のみ提出が必要な書類

東京23区で勤務していた企業等の就業証明書その他移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

- (3) 第4条第1号ア(ア)及び(イ)に該当する者のうち東京23区への通勤者(法人経営者又は個人事業主)のみ提出が必要な書類

ア 履歴事項全部証明書、開業届出済証明書その他移住元での在勤地を確認できる書類

イ 個人事業等の納税証明書その他移住元での在勤期間を確認できる書類

- (4) 第4条第1号ア(ア)及び(イ)に該当する者のうち東京23区内の大学等への通学期間を移住元に関する要件としての年数に含める者のみ提出が必要な書類

卒業証明書等(在学期間や卒業校を確認できる書類)

- (5) 世帯人員が2人以上の世帯向けの金額を申請する場合にのみ必要な書類
移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)

- (6) 第4条第2号の就業先及び就業条件等に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類

ア 就職に関する要件を満たす者

就業先企業等の就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第2-1号)

イ テレワークに関する要件を満たす者

就業先企業等の就業証明書(移住支援金の申請用)(様式第2-2号)

ウ 本事業における関係人口に関する要件を満たす者

就業が証明できる書類

- (7) 第4条第2号イに該当する者のうち個人事業主のみ提出が必要な書類

ア 業務委託契約書等(申請日から1年以上、テレワークにより移住前の

業務を継続して行うことが確認できる書類)

イ 開業届の写し又は確定申告書の写し

ウ 申請前3か月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

(1) 移住支援金の申請日から5年以内に町での居住が困難となった場合、又は移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職に在職することが困難となった場合においては、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならないこと。

(2) 移住支援金に関する報告及び立入調査について、埼玉県又は町から求められた場合には、それに応じなければならないこと。

(交付の決定及び額の確定)

第7条 町長は、移住支援金の交付を決定し額の確定をしたときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書(様式第3号。以下「交付決定通知書」という。)により通知するものとする。審査の結果、移住支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付が不可である場合も、その旨を同様に申請者に通知するものとする。

(移住支援金の請求)

第8条 移住支援金の交付の決定及び額の確定を受けた者が移住支援金を請求しようとするときは、第7条に定める交付決定通知書を受け取った日から起算して10日以内に請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(交付決定通知書の再交付)

第9条 申請者が第7条で規定する移住支援金の交付の決定及び額の確定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書再交付申請書(様式第5号。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第10条 町長は前条に規定する再交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに移住支援金交付決定通知書兼交付確定通知書〔再交付〕（様式第6号）により、申請者に交付する。

（移住支援金の返還）

第11条 町長は、移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合には、移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として埼玉県及び町が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 移住支援金の申請日から3年未満で本町から転出した場合

ウ 第4条第2号に定める就業の場合において、移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ 起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内で本町から転出した場合

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日告示第116号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月1日告示第51号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月22日告示第27号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月31日告示第36号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 7 月 31 日告示第 107 号）

この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。